

国・地方自治体・福祉等の分野における 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会 (第3回) 議事録

第1 日 時 平成26年2月6日(木) 自 午後4時00分
至 午後6時00分

第2 場 所 大手町ファーストスクエアカンファレンス Room C

第3 議 題

- 1 開会
- 2 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況について
 - 1) 条例づくり・レビュー等支援研究
 - 2) 地方自治体と弁護士会の連携構想全国版
- 3 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けたその他の課題と対応策について
 - 1) 弁護士等の国・地方自治体・福祉等への赴任促進及び連携に関する課題と取組について
 - 2) 福祉分野に関する課題と取組について
- 4 意見交換
- 5 今後の検討について
- 6 次回の予定, 閉会

第4 出席者等

田島社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事(座長), 泉全国市長会評議員, 明石市長, 北川早稲田大学政治経済学学術院教授, 大貫中央大学大学院法務研究科教授, 中西内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官, 佐熊内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐, 中島内閣官房法曹養成

成制度改革推進室事務官，松井法務省大臣官房司法法制部参事官，鈴木法務省大臣官房司法法制部参事官，遠藤法務省大臣官房司法法制部付，竹中日本司法支援センター総務部長，小島日本司法支援センター常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課長，鈴木日本弁護士連合会事務次長（弁護士），谷垣日本弁護士連合会若手法曹センター副本部長（弁護士），幸田日弁連法務研究財団「地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究会」幹事，中央大学大学院公共政策研究科教授（弁護士），延命日本弁護士連合会高齢社会対策本部事務局長，高齢者・障害者の権利に関する委員会委員（弁護士），藍原日本弁護士連合会司法改革調査室嘱託，人事院オブザーバー，総務省オブザーバー，文部科学省オブザーバー，厚生労働省オブザーバー

○鈴木次長 それでは、予定の時刻となりましたので、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会、第3回会議を始めさせていただきます。

本日、座長の田島良昭様はスカイプで御出席を頂いておりますので、御了承ください。田島座長、聞こえておりますでしょうか。

○田島座長 はい、どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木次長 よろしく願いいたします。それでは、まず初めに、本日の配布資料の確認をさせていただきます。本日、皆様のお手元にお配りしております資料は、資料目録記載の資料が資料1から9ということで、一そろいになっているかと思えます。それから、別冊としまして、本日説明をしていただきます延命弁護士の提出資料というものが表紙のとおり7点、1から7まで一そろいになっているかと思えます。さらに、机上配布資料ということで、お手元に8点用意をしているかと思えます。そちらも御確認を頂ければと思います。

このうち机上配布資料としました8点につきましては、著作権上の問題もございますので、ホームページには掲載しない扱いとさせていただきます。なお、この点、田島座長には、予め御了承を頂いております。

また、資料目録の資料2-1でございますが、こちらは昨年12月の法曹養成制度改革顧問会議に提出されたものでございます。他の分科会の取組状況を御報告するためにも、これについて内閣官房法曹養成制度改革推進室の中西参事官から御説明をさせていただきます。お願いいたします。

○中西参事官 資料2-1を御覧ください。これは12月17日の顧問会議で配布したもので、活動領域拡大の進捗状況をまとめたものです。国・自治体・福祉分科会が約半分ぐらいありますが、これは当分科会の取組ですので、割愛させていただきます。

次に、企業分科会ですが、企業における弁護士の採用促進という課題については、この間、企業内弁護士が10年あまりの間に約1000人に増加しており、これまでの日弁連や各弁護士会の取組を踏まえて、求人及び求職の双方への情報提供によってきめ細やかに採用促進の支援を強化していきたいということです。本年度中に日弁連において「ひまわりキャリアサポートオフィス（仮称）」を設置する予定で現在準備を進めております。

また、女性起業家、企業内女性弁護士支援については、社会を活性化する重要な課題とされている女性の起業（新規事業の開拓）への法的支援の在り方について、関連団体や事業者からのヒアリングや意見交換を行っています。他方、企業内弁護士の約4割は女性弁護士であるということを踏まえ、企業内女性弁護士の労働モデルの提供やネットワークの構築等を行っていくことを目指す取組をしています。

さらに、法曹養成段階及び継続教育におけるカリキュラムの改善については、慶應義塾大学の法科大学院で昨年秋から開講されています企業内リーガルセッションワークショッププログラムを分科会の調査検討対象とさせていただき、こうしたカリキュラムを他の法科大学院でも広げていく働きかけを始めております。

その他、弁護士のための研修として、弁護士会の企業法務向けの研修講座の開発に加え、法科大学院における展開先端科目の授業で弁護士の研修に適切なものを、弁護士も受講できるような仕組みを作ることを検討しております。

続きまして、海外展開の分科会ですが、ここではまずグローバル化に対応できる語学力の強化を含む人材育成が重要な課題として各方面から指摘されています。この点については、

日弁連で若手弁護士が海外に出るための取組を行っており、昨年1月には香港の弁護士会との間で、弁護士登録後10年以下の弁護士を交換インターンとして相互に派遣しあう覚書を締結しています。

また、駐日国際機関等でのインターンの促進に向けても取り組んでおり、ILOや赤十字国際委員会でのインターンが実現しています。

次に、法曹有資格者の海外進出の促進・拡大、人を外に出すという課題については、法務省の司法法制部の方で予算要求をしていた法曹有資格者の海外展開を促進するための調査・研究がタイ、インドネシア、シンガポールの3国で実現する見込みとなっており、海外における日本企業及び在留邦人に対する司法支援体制の整備を進めていきたいと考えています。なお、国際機関等での弁護士の支援促進に目を向け、日弁連と外務省国際機関人事センターとの協議も12月には開始されています。

さらに、中小企業の海外展開支援という課題について、JETRO、東商、日本政策金融公庫、信金、中央金庫、日本開発銀行と日弁連が提携して、平成24年5月から5都府県で、弁護士紹介制度を開始しており、この制度を他の府県でも展開していく取組を現在進めています。

以上が各分科会の取組の概要でございます。

12月17日の顧問会議での意見交換としましては、この分科会に関係している地方自治体の分野の拡大に関する御発言がかなりありました。ただし、地方自治体だけではなく、活動領域拡大全般について、研修やインターン、あるいはボランティア的な活動にとどまらず、どうすれば経済ベースに乗るような持続的な取組ができるかという指摘がなされたことを報告させていただきます。

○鈴木次長 ありがとうございます。それでは、議題に移りたいと思います。第1回、第2回と本分科会において、幾つかの試行方策の説明がございました。それらについて意見交換をさせていただいております。その試行方策の前回からの進捗状況について、各報告者から報告をさせていただきたいと思います。

まずは、条例づくり・レビュー等支援の研究について、中央大学大学院公共政策研究科教授日弁連法務研究財団「地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究会」幹事の幸田雅治弁護士から御説明をお願いいたします。

○幸田弁護士 幸田でございます。条例関係でございますが、資料の3-1を御参照いただきたいと思います。前回、御説明申し上げましたように、条例の制定やレビュー等の支援を行っていくために、日弁連法務研究財団の研究事業の申請を行いまして、昨年11月7日、自治体における条例策定及び条例レビューにかかる法的支援の研究会として、同財団の承認を得たところでございます。

また、同研究事業の一環として大津市のいじめの防止に関する条例に基づく行動計画の策定支援につきまして、条例をしっかりと機能させ、さらに今後どう条例を見直していくために有用な作業ということで位置付けまして、これに取り組む研究チームを発足させて支援を開始したところでございます。

前回の分科会では、この支援が途中である旨の御報告をいたしましたが、その後も大津市との打合せなどを重ねて作業を詰めまして、本年1月10日に同支援を完了したところでございます。

大津市においては、同支援を踏まえて行動計画案を策定し、現在パブリックコメントを募集中と聞いております。それが資料の3-1の法務研究財団の機関誌に、これは掲載予定でございますけれども、いじめ対策ということで、日弁連子どもの権利委員会のメンバーの方が専門的な知見を持っている弁護士ということで参画をして、支援を行ったところでございますけれども、この抜粋を3-1に入れさせていただいておりますので、後で御覧いただければと思います。

それから、資料3-2がパブリックコメントの大津市の意見募集のホームページからの引用でございます。このような研究チームの支援に対しまして、大津市から大変積極的な評価を頂いたところでございます。大津市長から、この件に関して分科会にメッセージを寄せていただいておりますので、御紹介したいと思います。資料3-3、下のページでいうと17ページになります。

「この度は、大津市いじめの防止に関する行動計画の策定に当たり、多大な御支援を賜り、心より御礼申し上げます。大津市では、昨年4月から「大津市いじめの防止に関する行動計画」を策定しておりましたが、いじめ防止対策推進法の施行及び基本方針の策定に伴い、本市行動計画を地方いじめ防止基本方針として位置付けるため、法及び基本方針と行動計画との法的な整合性をはじめ、保護者の知る権利や重大事態への対応に係る法的検討など、公益財団日弁連法務研究財団研究メンバーの先生方には、御多忙中にも関わらず、大変厳しい計画策定スケジュールの中で、細部に至るまで研究、整理いただき、御指導、御助言を頂いたおかげで、行動計画（案）の精度を格段に高めることができました。ひとえに皆様の御支援の賜物と感謝申し上げます。今後も、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けて御尽力いただき、大津市に限らず、全国自治体との協力・連携を推進いただくことをお願い申し上げ、お礼の言葉といたします。」というメッセージを頂いております。

続きまして、資料4でございます。今後の同研究プロジェクトの進め方について、御報告したいと思っております。まず、19ページでございますけれども、具体的な取組のイメージを持っていただくために、この資料は、前回会議でお出した資料の骨格を基本といたしまして、現在の状況について説明する資料として作らせていただいたものでございますが、既に弁護士の支援によって条例制定が行われた事例の他の自治体への支援ということの項目が、前回もございましたけれども、その部分について、19ページで記述いたしております。

1のところ、具体的取組例のところ、19ページの下のところ半分でございますが、御覧いただきたいと思っております。第1の事例として、債権管理条例でございますが、債権管理条例は、東京弁護士会の弁護士業務改革委員会の有志の弁護士によりまして、江戸川区の債権管理条例の制定支援が行われたところでございます。

現在、地方自治法自体の債権管理についての規定の分かりにくさ、あるいは自治体が制定しています貸付条例の規定の不備などによりまして、適正な管理・回収に支障を来している実態というのがございますが、それを解決するために条例を作るというものでございます。他の自治体の関心も高いものがございますので、自治体のニーズを十分踏まえつつ、支援を行っていくことが可能ではないかと考えているところでございます。

第2の事例として、次のページの20ページをお開きいただきたいと思っております。再生可能エネルギー導入条例でございます。再生可能エネルギー導入条例を支援する法律実務の会という弁護士のグループによりまして、飯田市の条例の制定支援が行われたところでござい

す。再生可能エネルギーの導入に関心を有する自治体は多いわけでありまして、地域の実情にあった条例内容の検討について、支援を行っていくことが可能ではないかと考えております。

次に2のところでございますけれども、以上のように既に支援を行ってきた事例の他の自治体への支援に加えまして、前回は申し上げましたように、弁護士の支援が可能と考えられる分野を対象としたセミナー等を開催しまして、全国の自治体に呼び掛けることによって、自治体ニーズの掘り起こしができるのではないかと考えております。

最後に21ページでございます。この最後のところに、今後のスケジュールといたしまして、条例制定支援推進に関する準備会を近々立ち上げますとともに、自治体へのアプローチに取り組んでいきたいと考えているところでございます。現在の進捗状況について、御説明させていただきました。以上でございます。

○鈴木次長 ありがとうございます。続きまして、地方自治体と弁護士会の連携構想全国版について、日本弁護士連合会若手法曹センター副本部長の谷垣岳人弁護士から御説明をお願いいたします。

○谷垣弁護士 谷垣でございます。私の方からは、行政連携の構想の全国版につきまして、幾つか御報告させていただきます。まず、最初に日弁連の中に自治体との連携、あるいはそれ以外の福祉関係の分野における公的団体との連携、こういった行政等々の連携を推進するためのセンター、これを設置するという事で昨年の11月にその設立準備会を立ち上げ、今年度内の設置を目指して、これまで9回にわたって検討を進めてきたところでございます。資料5は、センター設置に向けたスケジュールを簡単に記載したものでございます。

センターの名称につきましては、現時点では、自治体等連携センターという名称を予定しております。なお、第1回の分科会で、各弁護士会に行政連携の担当者を配置してはどうかという御指摘が、泉市長より頂いておりましたけれども、この点につきましても各弁護士会にしかるべき担当者を選任いただいて、センター発足後できるだけ速やかに全国の担当者を集めた連絡協議会や、全国を8ブロックに分けて行うブロック会議等を開催したいと考えているところでございます。

次に、これに関連するものといたしまして、前回の分科会において御報告申し上げましたとおり、昨年11月、全国の市レベル以上の自治体、829ございますが、この自治体を対象として、地元弁護士会との連携ニーズ、あるいは顧問弁護士以外の外部弁護士の活用、法曹有資格者の職員任用などの各場面における法的ニーズや課題を把握するためのアンケート調査を開始いたしました。

また、これと並行いたしまして、全国の弁護士会を対象に行政連携活動の実態調査というものも行いました。いずれの調査も、1月20日を回答期限としていたことから、集計や分析は現時点では、未了でございます。本日、その詳細を御報告することができないのですが、資料6-1でございますが、ここに記載してございますとおり、現時点で自治体向けアンケート調査につきましては、829の自治体のうち560の自治体から回答を頂戴していると、回答率67.5%ということになっております。

それから、各弁護士会における行政連携活動の実態調査につきましては52弁護士会のうち41の弁護士会から情報提供がなされているということでございます。

資料6-2、机上配布資料の2及び3は、今回各弁護士会から日弁連に提供された行政連

携情報のうち、サンプルとして東京弁護士会、愛知県弁護士会、兵庫県弁護士会、島根県弁護士会、香川県弁護士会、熊本県弁護士会から提供いただいた行政連携活動の一覧をまとめたものでございます。

このうち香川県弁護士会は、会員数が150名程度、島根県弁護士会は75名程度でございまして、会員数で約1700名の愛知県弁護士会の約10分の1以下の規模ということになりますけれども、御覧いただくとおり、そうした規模の小さな弁護士会でも、幅広い分野で既に行政連携が行われております。

また、熊本県弁護士会の一覧表につきましては、既に地元の行政機関向けのパンフレットの形式になってございます。また、東京弁護士会や愛知県弁護士会でも、今後お品書きのメニューを作成するなどして、地元自治体等に対して積極的に広報していく予定であると聞いております。

なお、自治体向けのアンケート調査結果につきましては、次回分科会までには何とか単純集計を終え、各弁護士会における行政連携の実態調査の取りまとめ結果とあわせて、御報告させていただく予定でおります。

最後になりますが、昨年1月29日に、資料目録の7で66ページにございますが、ここにございますとおり、名古屋におきまして、中部弁護士会連合会管内の各弁護士会の会長、副会長等に集まっておきまして、行政連携に関する意見交換会を開催いたしました。このような意見交換会は、行政連携の重要性について、各弁護士会に共通認識を持ってもらい、これを更に推進するための方策について協議するために、これまでも昨年2月と7月に福岡県弁護士会、仙台弁護士会と個別に行っていたわけですが、今回は、地元の愛知県弁護士会だけではなく、中部弁護士会連合会管内の各弁護士会にも御参加いただいて意見交換を行いました。概要につきましては、以上でございます。

○**鈴木次長** ありがとうございます。先に進めさせていただきます。次の議題でございます。前回までの分科会で指摘されたその他の課題や、これまでの取組状況等について御報告をいたします。まず、弁護士等の国・地方自治体・福祉等の組織への赴任促進及びこれら等の連携につきまして、谷垣弁護士から御説明をいただきます。

○**谷垣弁護士** 度々すみません。谷垣でございます。自治体等における任期付職員等の任用推進に向けた取組状況について、何点か御報告させていただきます。

まず、前回の分科会で御案内させていただいておりますとおり、1月29日に愛知県弁護士会との共催で名古屋において、地方自治体における弁護士の役割に関するシンポジウムを開催いたしました。資料目録の7の67ページがそのチラシでございます。

このようなシンポジウムは、昨年2月と7月にやはり福岡と仙台でも開催しておりましたけれども、今回は、愛知県弁護士会の御協力があったことに加えまして、内閣府、それから法務省に御後援を頂いたこともございまして、合計145名の大勢の方々に御参加を頂き、大変盛況となりました。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。参加者の内訳につきましては、自治体関係者が95名、自治体の団体数でいきますと28となります。その他弁護士等が50名ということになってございます。

また、このシンポジウムにおきましては、今回地元の愛知県弁護士会から、「弁護士会ができること、自治体との連携に向けて」というテーマでプレゼンテーションをしていただいております。

次に、前回の分科会で御報告申し上げましたとおり、昨年11月に地方公共団体において、常勤職員の経験のある法曹有資格者、これは任期を終えたOBも含めまして81名でございますが、この81名を対象としたアンケート調査を開始いたしました。各人の連絡先、業務内容の詳細、その効果、給与等の待遇、やりがい、任期終了後のキャリアプラン、弁護士会への要望事項等把握するためのものでございますが、資料6-1にございますとおり、現時点で回答数は47名、回答率58.0%でございますが、現在も未回答者への回答の願いを継続しておりまして、集計・分析は未了でございます。詳細につきましては、次回の分科会にて御報告させていただきたいと思っておりますが、顕著な傾向といたしまして、幾つか申し上げますと、弁護士をはじめとする法曹有資格者が、自治体の中に職員として入って仕事をすることによって、これまで顕在化してこなかったいろいろな問題が、現下の職員からの庁内相談という形で、相談が寄せられるようになったという感想が非常に多くございました。

弁護士会への要望といたしましては、任期付職員やその経験者との情報交換、意見交換、交流の場、これを設定してほしいという意見が非常に多かったということでございます。その他、詳細につきましては、次回にさせていただきます。

次に、今後の予定でございますが、こうした地方自治体の職員として活躍する弁護士をはじめとする法曹有資格者を日弁連がサポートするとともに、横のネットワークを構築することを目的といたしまして、来月3月8日に、地方自治体の常勤職員として活躍している法曹有資格者61名、過去に常勤職員として勤務した経験のある法曹有資格者20名に加えまして、4月に常勤職員に就任予定の法曹有資格者が20名ほどおりまして、合計約100名を対象とした研修会兼交流会を東京と大阪の2会場で開催する予定でございます。資料7の69ページがその案内でございます。

最後になりますが、各弁護士会等が主催するその他の企画について、少し御紹介させていただきます。机上配布資料の4ですが、ここがございますとおり、大阪弁護士会の主催で1月23日に、自治体職員と若手弁護士等との懇親会というものが開催されております。

それから、資料目録の7、68ページになりますが、2月27日に第二東京弁護士会の主催で、自治体勤務弁護士との座談会というものが開催される予定となっております。さらに来月3月15日には、日弁連法務研究財団の主催で、自治体における任期付職員の活用に関するシンポジウムというものが開催される予定でございますが、その案内文が資料目録の7、71ページでございます。簡単ではございますが、以上でございます。

○鈴木次長 資料の7が多数ありますので、ページ数で指定をさせていただいておりますが、御確認いただけましたでしょうか。

続きまして、この問題に関連しまして、法務省及び内閣官房法曹養成制度改革推進室より御報告があるとのことでございます。まず、法務省大臣官房司法法制部の鈴木参事官、お願いいたします。

○鈴木参事官 法務省の鈴木でございます。本分科会における今後の試行、取組について、御説明をさせていただきます。まず、第1点目ですが、福岡県北九州市へのスタッフ弁護士の派遣に向けた取組について、御説明をいたします。

これは、昨年夏に北九州市が福岡県弁護士会所属の弁護士を任期付職員として募集をしましたが、応募がなかったことから、本年1月28日付で北九州市から法テラスに対し、その

任期付職員候補者として、スタッフ弁護士の推薦依頼がされたことに基づくものでございます。

この依頼に基づきまして、現在法テラスにおきましては、北九州市に対して法テラス北九州のスタッフ弁護士1名を任期付職員として派遣する方向で、派遣の時期、期間等を含め検討を進めているところでございます。

この取組によりまして、自治体に職員として弁護士の有用性を理解してもらうことを通じ、法曹有資格者の活動領域の拡大が期待されるところでございます。

続きまして、第2点目の、兵庫県の明石市の市庁舎内に法テラスの窓口設置を行う取組について御説明をさせていただきます。この点は、泉市長からも御提案いただいているところでございますが、本年5月に、明石市役所内に法テラスの案内窓口を設置して、市民からの問合せに応じた法的問題解決に役立つ情報の提供や、無料法律相談といった申込の受付等を行う予定であり、本年5月の窓口設置に向けて準備を進めているところであると聞いております。この取組を通じまして、明石市が関係機関と連携して行う子ども養育支援ネットワーク等の事業とも連携し、法的トラブルを抱える市民の法的ニーズによりきめ細やかに対応することが可能となり、法的ニーズが掘り起こされることが期待されるところでございます。私からの御案内は以上でございます。

○鈴木次長 明石の取組も5月に始まるということでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、内閣官房の中島事務官からお願いいたします。

○中島事務官 内閣官房法曹制度改革推進室の中島でございます。私の方からは、秋田県鹿角市における法テラスの司法過疎地域事務所の設置計画と、その設置に向けた取組について御説明いたします。

お手元にお配りしています資料の2-2になりますけれども、昨年12月12日付けで、秋田県の鹿角市からこの分科会、それから親会である法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会、それから法曹養成の関係で法曹養成制度改革顧問会議、それから法務省、法テラス、日弁連などに対して、法テラスの司法過疎地域事務所の誘致に関する要望書というものが提出されております。

この要望に基づきまして、鹿角市に司法過疎地域事務所を設置し、これを地域連携パイロット事務所として、この分科会の試行方策の一つと位置付けて実証的な検討に取り組んでいただきたいと考えております。

この法律事務所では、設置の当初から地域の自治体、あるいは福祉機関等弁護士との有機的な連携関係を構築しまして、この地域の潜在的な法的ニーズを網羅的にくみ上げて対応するということを予定しております。

このような取組を行うことによって、司法過疎地域で一定の事件量を確保できるか、それから掘り起こされる法的ニーズの性質や業務量などについての実践的な検討を行うことができると考えております。そして、その実績は、法律事務所の経営が難しいと思われる司法過疎地域での民間の弁護士を含む法律事務所開設の可能性を基礎付ける、有用なデータになり得ると考えております。

そして、鹿角市と同規模の司法過疎地域が全国で約200か所、同規模というのは、人口が3万人以上で弁護士がないという自治体でございますけれども、同規模の司法過疎地域が全国に200か所以上ございまして、この検証の結果次第では、このような自治体での活

動領域の開拓が期待できると考えております。また、それに伴って司法過疎地域の解消というのも期待されるところでございます。

この鹿角市の司法過疎地域事務所の設置に向けまして、秋田弁護士会など地元の関係機関の御協力が不可欠でありますので、1月28日に内閣官房及び法務省から秋田弁護士会、秋田県司法書士会など関係機関に、本件の取組についての位置付けや意義について御説明をいたしました。

秋田弁護士会では、この取組について、2月28日の定期総会の協議事項として会員の意見を聞いた上で、それを踏まえまして3月の中旬か中旬ころに常議員会において会としての方針決定を行うということでございます。また、秋田県の司法書士会につきましては、本件の取組について、前向きに協力していくということでございました。

今後とも関係機関と緊密な連携を図りながら、早期の事務所設置、それから事務所の稼働がなされることを期待しております。

途中でも申し上げましたけれども、内閣官房としましては、この鹿角市の司法過疎地域事務所の設置につきまして、これを地域連携パイロット構想として、この分科会の試行方策の一つとしていただきたいと考えております。以上でございます。

○**鈴木次長** 本日は、鹿角からの要望書を受けて、内閣官房の法曹養成制度改革推進室から、この鹿角市の司法過疎地域事務所を地域連携パイロット構想として、本分科会の試行方策の一つと位置付けるとの御提案がございました。

皆様、御異議ございませんでしょうか。田島座長、よろしいでしょうか。

○**田島座長** はい、それでは、この取組を本分科会の試行方策とすることにいたします。今後の進捗状況について、フォローアップをお願いいたします。

○**鈴木次長** よろしく願いいたします。弁護士会の方との連携もとっていただいているとお聞きしておりますので、その点もよろしく願いいたします。

さて、ここまで主に行政に関わる活動領域の拡大に関する議論を進めてまいりました。この点については、泉市長からも本日ペーパーの御提出いただいております。泉市長から御提出いただいたペーパーのうち第1、第2に関する部分が、この部分に関わるかと思えます。泉市長の方から、この点について御説明を頂けますでしょうか。

○**泉市長** では、お手元の方に、両面1枚の資料を配らせていただいておりますので、御覧いただければと思えます。行政連携についてであります。すみません、ペーパーに従ってあります。是非、これまでのお話の中で報告がありましたが、各単位弁護士会が52あると思えますので、しっかり52単位弁護士会の一覧表も作って、足並み揃えてしっかりとお願いしたいと思えます。

この点まず幾つかお願いありますが、一つ目は、是非この後も話があると思えますが、日弁連のいろいろなテーマについて、各委員会が頑張っておられますので、そういった委員会ごとにもいろいろな連携をしておられると思えますので、これまでは弁護士会単位で情報集約を図ってきているわけですが、もう一つ、今度は委員会単位で情報集約を図ることによりまして、いろいろな形で現に連携を図っていると思えますので、その辺りの情報の共有化にも資すると思えますので、是非、日弁連の委員会ごとの集約もお願いしたいということでございます。

少し飛びまして、あと今もお話がありましたが、自治体などで働く弁護士が孤立してはい

けませんので、ネットワーク化をお願いしておりましたが、この第1の1の(3)ではありますが、例えば仮称ですが、公務法曹連絡協議会みたいな形で研修会に基づきまして、しっかりとネットワークを作っていただいて、そこからしっかりと意見交換することによって論点もよりクリアになってくると思いますので、是非そういったネットワーク作り、日弁連の方も是非事務局的な機能を果たしていただきたいと思っておりまして、お願いしたいと思います。

それから、次に自治体支援の実践についての2番であります、大津市の方は本当に良かったなと思っておりまして、これにとどまるわけにはいきませんので、是非各自自治体に広げていっていただきたいと思います。この点、例えば5月、6月ぐらいがちょうど市長会シーズンでありまして、様々な市長会のいろいろな集まりがありますので、やはりそういった首長に働きかけるのが一番早いと思います。総務省なども調整し、いわゆる自治体の全国組織ともよく相談いただきながら、各市長さんに対して、ちゃんとお手伝いしますよという形の何か仕組みを作っていただきたいなど。これは可能だと思いますので、特に総務省には間に入っていただければと思っている次第でございます。

続きまして、3番の行政連携センターも、3月に全国組織が立ち上がるのは非常にいいことだとは思いますが、スタートの手前ぐらいでありますので、この後のスケジューリングを是非お願いしたい。単位弁護士会ごと、ブロックごとにどういったスケジュールで行くのかと。希望といたしましては、この夏ぐらいまでには各ブロックで準備会ぐらいは、夏頃を目途に8ブロックでこれに関する準備会ぐらいは是非立ち上げていただけないかなと思っておりまして、御検討をお願いしたいと思います。

続いて4番の採用の促進でありますけれども、これにつきましても、やはりトップが人事権を持っていますので、トップを口説くのが早いと思います。1742人、今自治体の首長がいると思いますので、1742人の首長にちゃんと顔を見てそのメリットを説くということ、1年間あれば十分でございますので、次年度中には1742人の首長に会ってその報告が上がってくるぐらいのイメージで、是非検討願いたいと思います。

やはりしっかりと話をすれば分かる首長さんが多いと思いますし、私もいろいろな首長と話をしますが、ほとんどの首長は、それは助かるよと。やはりこれからの時代、地域主権、中央分権の中において政策実務もそうですし、コンプライアンスもそうですけれども、やはりリーガルマインドのある者がいてくれれば助かるという趣旨の話を皆さんなさいますので、ここは是非積極的なスケジューリングを組んでいただきたいと思っております。

人材の養成についてであります、これも前からお願いしているように養成事務所のようなものの位置付けと、あともう1点お願いしたいのが、法科大学院との連携であります。これは是非お願いしたいと思います。御案内のとおり、法科大学院につきましては、自治体などと連携を図りますと、いわゆる補助金の部分の増額というような方針が既に示されておまして、幾つかの法科大学院では、既にいわゆるこういった自治体行政に関するような選択科目を作る動きも、私も複数の法科大学院から聞いているところでございますので、人を育てるという意味におきまして、法科大学院としっかりと連携を取りながら、しっかりと卵の段階から本当に力を発揮できる段階まで見据えた形での養成という部分について、是非法科大学院との協議も始めていただきたいと考えている次第でございます。取り急ぎ私の方からお願いでございます。

○鈴木次長 第2の方はよろしいですか。施策推進の課題。

○泉市長 いつも言っておりますとおりですので、よろしく申し上げます。

○鈴木次長 いつもおっしゃっていただいている、チェンジ、スピード、ネットワーク、オープンということでございますので、この点も心して進みたいと思います。

続きまして、この自治体に関する部分ですけれども、中央大学法科大学院の大貫教授から、本分科会のテーマに関する法科大学院の役割を意識した御検討の経緯などをお話いただければと思います。今、泉市長のペーパーにも、その点の関連のことが載っていたかと思います。よろしく願いいたします。

○大貫教授 大貫でございます。今、泉市長のプレゼンテーションで、人材を育てるということが重要であるということが言及されました。自治体と連携すれば補助金増額ということなのですが、これは正確に言いますと、公的支援の見直しというスキームで行われているのですけれども、今まで100%だったものが、全ての法科大学院について、基準によって一律減額されてきて、100%になるためにはいろいろな授業をしなければならないと、そういう流れでの授業ですので、あまり嬉しいのかどうかちょっとよく分からないという。増額といえば増額なんですけれども、まずそれを1点、お話しします。

私の方から、全ての法科大学院について把握できているわけではなくて、そこがちょっと法科大学院関係者としてよろしくないところなのですけれども、まず中央大学の取組についてお話ししたいと思います。

法曹人口の拡大に対応して、法曹有資格者が幅広い分野で活躍できるようにするために、大学ができることというのはいろいろあるわけです。先ほど、泉市長からお話があったように、それは教育の面だろうと思います。教育の面で貢献できるとなると、二つだろうと思うんですね。正確に言うと、法曹有資格者のための継続教育、リカレント教育、それから法曹養成課程での学生への教育であろうかと思います。

一応、この二つがあるのですけれども、現在進んでいるのは、とりわけ各大学で進んでいると思われる、中央大学でもそうですが、継続教育のレベルでの取組が進んでおります。先ほど、鈴木次長からも御紹介がありました慶應義塾大学がかなり先行して、企業の分野でそういう継続教育の試みが出されております。

中央大学の試みは次のようなものです。法曹有資格者がより一層活躍できる分野ですが、現在注目されているのは公務、企業、国際展開だろうと思います。本学では、その中で公務と企業分野、それから、ここが中央らしいのですが、ホームローヤー分野について継続教育をしていくということで、日弁連と協議しつつ検討が進んでおります。

具体的にはどういうことを検討しているかと申しますと、まず、今申し上げたような分野で知識、スキルを涵養すべく、それぞれの分野についてベーシックとアドバンスという二つの種類の科目を分類いたしまして、これは既存の科目です。既に法科大学院で開講されている既存の科目を、例えば企業なら企業法務に進むのであればベーシックな科目、それからアドバンスな科目というふうに分類して、これらの科目を弁護士の先生方に開放するという試みをしようとしております。

さらに、これは弁護士の先生方から、あまり関心がないということも聞いているのですけれども、研究論文を執筆する科目というのが存在しまして、中央大学では研究特論と呼んでいるのですけれども、リサーチペーパーと言われるものをも各科目について開放しようかとい

うことで、現在検討が進んでいます。

そして、これらの科目から一定単位を修得した方は、まだ具体的な名前は決まっておられません。ヨーロッパ風の言葉でディプロマを差し上げる。あるいは修了認定証のようなものを差し上げるという方向で議論が進んでおります。

これらの科目について、今のところの予定としましては、ノンペーパーで大変申し訳ないのですが、検討の途上でちょっと出せない状況ですので、大変申し訳ございませんが、口頭でお許しいただければと思います。2014年の後期から、日弁連の協力を得て5人から10人のパイロット聴講生を募って聞いていただくということを考えております。これが第一の取組でございます。

次に、新たな科目を設置することも検討しております。法曹有資格者の方が様々な分野で活躍するためには、先ほど申し上げたような様々な知識、スキルというのが必要となると思っています。必ずしも既存の科目では十分ではないところもあろうかと思っております。その点に対して対応するというので、中央大学では、ここの分科会とは違うんですが、企業法務の分野で、企業内法務の実務という科目を新設することが決まったと聞いております。2014年の後期から開講するという事です。

これは、長く企業法務をやってこられた、現在中央大学の法科大学院で教えてらっしゃる弁護士の先生方2人がコーディネーターのような形になりまして、各回に正に練達の企業法務の分野で非常に活躍されている弁護士の方をゲストスピーカーとして呼んで、お話しいただくという授業でございます。2単位で15回ということでございます。2単位というのは、非常にタイトであることは確かなのですが、そういう科目を設けるということになっております。

公務分野では、現在検討がほぼ固まりかけているのですが、まだ最終合意には至っていないのですが、先ほど谷垣先生の報告の中にも、任期付公務員で自治体に入った方に、アンケートをされたと思うのですが、その中でどういう科目を勉強しておけば役に立ったかという項目があったかと記憶しているのですが、そういうことも見据えまして、今検討しているのは、地方公務員法という科目を新設しようかと考えております。

現在、地方自治法については、中央大学では提供されておりますので、これはニーズが高いのですけれども、地方公務員法も非常に高いと。それから地方税法も高いということですが、地方税法はさすがにありませんので、しかも担当できる人間がいるかという問題もありますので、ちょっと検討の途上なんですけれども、公務分野では地方公務員法という科目を新規開講する方向で検討を進めております。概略そういうことになります。御質問を頂ければ、お答えいたします。

あと簡単に終わりにしますけれども、いろいろ課題がありまして、日弁連の方とこの問題で協議をしているのですが、直ちに出てくる問題としては、開講時間の問題が出るんですね。弁護士の先生方は非常に忙しいわけで、昼間の10時ぐらいに大学に来いと言っても、これは果たして法廷の時間とどう調整するのだろうか、これはなかなか厳しいのですが、ただ、大学側からの事情を申し上げますと、夜に開講というのは大変厳しい。恐らく代講もやらなければいけなくなる問題になるかと思っておりますので、これはちょっとどうしたものかなと。

その問題とも関わりますけれども、いわゆるDVDなりネットで見られるようにするということも議題に上っていますけれども、双方向、今日の田島座長ではないですが、こうい

うネットでやるのがいいのかという議論はちょっとありますので、この点も今検討課題として出ているところでございます。以上が中央大学の試みですが、泉市長が隣でおっしゃったように、各大学では大なり小なりこういう試みがなされているかと思えます。以上です。

○鈴木次長 ありがとうございます。かなり検討が詰まっていっているところで、この後、正式に動くようにしていただければと思っておりますが、今の大貫先生の部分に関して、今この時点で御質問等がございましたら、いかがでしょうか。よろしいですか。

さて、ここまでは、行政に関わる活動領域拡大に関して、取組の進捗状況等の御報告を中心に進めてまいりました。ここからは、本日の意見交換のテーマとして中心に据えております福祉分野について、少し時間をとって御報告をさせていただきたいと思えます。その上で、意見交換の時間をとらせていただきたいと思います。

まずは、日本弁護士連合会司法改革調査室の藍原義章弁護士から、論点整理を兼ねて配布資料の御説明をさせていただきます。

○藍原弁護士 藍原です。第2回の分科会の後、厚労省、社会福祉士会、社会福祉士の資格を持つ弁護士、検察庁で社会福祉アドバイザーを務められている方々からお話を伺いました。これらの方々から伺った話を福祉の利用者と支援者の概要という形でまとめたのが、資料8、73ページになります。

まず、主役である利用者に支援がどの程度届いているかという視点で分類をしております。資料8の上のほうになります。まず一つ目は、本来福祉サービスを受けるべき方々であるにも関わらず、こうした支援を受けていない潜在的利用者、もちろん法的支援に届くこともできない方々です。

例えば、ゴミ屋敷を訪問してみると、その当事者が実は何らかの理由により福祉サービスを受けるべき方であり、同時に法的支援を受けるべき方であったということもございます。いわゆる、オレオレ詐欺の被害に遭われた方も、こうした方がいらっしゃる場合がありますが、福祉サービス、法的支援のいずれにも届いていないということであり、こうした方々が、こういうここで言う潜在的利用者にあたります。

次に、行政事業者から福祉サービスなど何らかの支援を受けているけれども、法的支援に届いていない方という利用者が存在しております。例えば施設に入っておられる高齢者・障がい者など、座長の田島様もこれまで度々指摘しておられましたが、これら福祉サービス利用者の中には、実は法的支援のニーズをお持ちで、しかし、まだ法的支援を受けていない方がいらっしゃるかと伺っています。こうした方がここに該当します。

最後に、福祉サービスはもとより、法的支援につながっているという利用者です。もちろん、これ以外に私たち法律実務家の実感として、先に法的支援につながっていて、例えば刑事事件の被疑者、被告人となって弁護士につながる方々など、ここで初めて福祉サービスの対象者であるということが認識されるという場合もございます。

このような利用者をこのような分類に整理した上で、以下はこうした方々に行政、事業者、そして弁護士、弁護士会がどのように支援を行っていたか、また行えるかということ整理して、これまで出された議論を含めてこの分科会の議論の整理の一助としたいと思います。

まずは、有識者の泉市長が前回提出されたペーパーに表れていますように、これまで地方自治体をはじめとする行政が福祉的なサービスを提供してまいりました。そして、近時は行政機関に弁護士が入り、これも明石市で実現されているということですが、福祉的なサービ

スのみならず、法的支援を行うようになりました。こうした弁護士を任期付公務員という形で自治体に送り出しているということを、弁護士や弁護士会も推進しているところがございます。

一方、田島座長が理事長を務められていた南高愛隣会などの社会福祉法人のいわゆる事業者においても、当然のことながら利用者に福祉サービスを提供しており、かつ最近ではやはり事業者の中に弁護士を迎えて、あるいは弁護士や弁護士会と連携してサービスの中に法的支援の視点を入れることを検討されていると伺っています。

そして、弁護士、弁護士会も言うまでもありませんが、これまで高齢者・障がい者など福祉サービスの対象となりうる利用者に対し、直接に法的支援を提供してまいりました。後で御説明する予定の延命弁護士などは、こうした弁護士の代表格です。

そして、弁護士が個別にこうした支援を行うほか、弁護士会として支援に取り組んできた実績もございます。さらに弁護士や弁護士会は、行政や事業者とも様々な協力、連携もしてまいりました。資料の真ん中の左から、少し説明させていただきます。

先ほど申し上げたように、弁護士が行政の中に入っていくという方法、従来から行われていたように、弁護士が顧問などの立場で行政を支援することも行ってまいりました。また、弁護士会が行政と連携をするという象徴的な姿の一つが、先ほど谷垣弁護士から説明があった行政と弁護士会の連携構想であります。

右の方に目を移していただいて、事業者との関係ですけれども、行政との関係と同様、弁護士が事業者の中に入って行くという形が考えられます。顧問などの立場で事業者の支援を行っていることが考えられ、これらについて田島座長からも、度々その必要性について御指摘があったところです。

また、弁護士会が事業者を支援する方法の一つとして、長崎で取り組んでいる福祉の当番弁護士制度が上げられると思います。さらに、田島座長が関わられている寄り添い弁護士の研究事業も、弁護士が行政や事業者はもとより、他士業をはじめとする専門家や民生委員など様々な関係者と連携して行う法的支援の一つと位置付けられるかと思えます。

また、地域包括ケアシステムの地域ケア会議などの既存の連携の協議会、ネットワークもこうした取組の一つと位置付けられます。こうした全体像を共有しながら、当分科会でも福祉に関する法曹有資格者の活動領域拡大の議論を進めていってはいかがかと思う次第です。

なお、冒頭に申し上げたヒアリングの過程では、弁護士や弁護士会としては、まず行政事業者から何らかの支援を受けている利用者のうち、法的支援が必要だけれど、法的支援を受けられていない利用者について、どのように法的支援を受けられるかという課題に取り組んだ方がいいのではないかというアドバイスを頂きました。

最後に資料9ですね。75ページになります。こちらは、福祉サービスの利用者ごとに関係する行政の担当、あと事業者などを暫定的にまとめたものがございます。以上が、私からの説明でございます。

○鈴木次長 論点整理を兼ねた概括的な御説明をいただきました。この間、分科会でも田島座長及び泉市長から、福祉の部分についてのイメージは与えられていたところがございますが、このような図と表を出ささせていただいております。

続きまして、日本弁護士連合会高齢社会対策本部事務局長であり、さらに高齢者・障害者の権利に関する委員会の委員でもいらっしゃいます延命政之弁護士から、「これまでの弁護士

及び日弁連等の福祉分野における取組と今後の課題」といったところについて、高齢者と障がい者に焦点をあてて、御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○延命弁護士 延命でございます。延命というのは、高齢者の味方だと言われておりまして、こういうことをやっております。ギャグを言ってはいけないんだと思うんですけども、つい言ってしましまして、日弁連におきまして福祉分野の取組をしております。特に、高齢者・障がい者に関するものでございますが、我々の活動としては、個々の高齢者・障がい者の尊厳に満ちた生活の実現、維持・継続、そして権利の確立、自立支援及び権利侵害の予防、救済について取り組んでおります。

その委員会というのは二つございます。まず、高齢者・障害者の権利に関する委員会、そしてもう一つが、高齢社会対策本部でございます。

○鈴木次長 今日の資料の中に先生のレジュメがございます。

○延命弁護士 失礼いたしました。1ページですね。

○鈴木次長 延命弁護士からの提出資料のレジュメの1ページを御覧ください。

○延命弁護士 まずは、高齢者・障害者の権利に関する委員会でございますが、現在五つの部会と五つのPTで成り立っております。まず一つ目が、成年後見部会、そして二つ目が障害者部会、三つ目が虐待部会、四つ目が支援センター部会、そして五つ目が医療部会でございます。

また、部会と言いますと、なかなか動きが鈍くなってしまいますので、それをフォローするために五つのプロジェクトチームをつくっております。まずは精神保健PT、続きまして住宅問題PT、この住宅問題というのは、主に高齢者・障害者の住宅問題でございます。それから、高齢者・障害者に関する震災対応PT、弁護士後見人不祥事対応PT、罪に問われた障害者刑事事件PT、これは田島座長の取り組んでいらっしゃるものと重ね合うところがございます。

そして、それぞれの部会とPTにおきまして以下のような活動内容で取り組んでおります。まずは、成年後見部会におきましては、①から③まででございます。後見制度支援信託に関する取組、後見制度支援信託につきましては、かなり問題のある制度だと我々は考えておりまして、それに対してやはり的確な支援、チェック機能と言いましょか、あるいは意見を申し上げるという形で取り組ませていただいております。

それから、成年後見に関する改善・見直し、やはり2000年にできて以来全く法改正がなされておらず、その適用に関してもなかなか限界に達している部分があると、運用の部分についてもそういうことが言えるということでございますので、その改善や見直しについて、議論を進めてまいっております。

また、市民後見に関する取組につきましては、各市町村におきまして、市民後見人の養成支援が行われつつございます。ここに弁護士会として積極的に関与していきまして、養成及び支援に関して必ず弁護士会、あるいは弁護士が関わる仕組みを今作っております。スタンダードモデルといいものが作ればいかなということでございます。

それから障害者部会におきましては、この④と⑤でございます。障がい者の刑事事件、矯正手続、そして障がい者をめぐる法制度の整備の検討ということでございます。④につきましては、司法ソーシャルワークというキーワードで指摘されているとおりでございまして、今まで司法とソーシャルワークというのは、なかなか結びつきがしにくかったと。我々高齢

者・障害者の権利に関する委員会では当然のところでございますが、それをやはり社会的なニーズに沿うように作り上げていくというのが一つの課題でございます。

現在、法テラスのスタッフ弁護士を田島座長の施設で研修していただいたり、やはり司法ソーシャルワークをより具体的なものにしていかなければいけないというのが、この問題の中心課題であります。逮捕・勾留段階、いわゆる入口の部分と、それから矯正・出所段階の出口の段階、それぞれに弁護士あるいは社会福祉士がいかに関わっていくのかという辺りが課題でございます。弁護士ばかりではなくて、社会福祉士がいかに関われるかという辺りが、ここでは重大な課題である、ポイントであると考えております。

それから⑤の障害者をめぐる法制度の整備につきましては、2013年12月に障害者基本法、そして障害者差別解消法が制定されまして、やっと今年の1月になりまして障害者権利条約に批准することができました。

我々としては、この権利条約を批准しただけではとどまらず、この先何が具体的にニーズとしてあるのか、それに対応した法制度、あるいは法整備をしなければいけないと、その点についての検討を進めてまいっております。

続きまして、虐待部会につきましては、⑥から⑧までのことについて、実施しております。まず⑥でございますが、高齢者虐待対応アドバイザー研修とか、あるいは専門職チームの経験交流会を定期的に行っています。これにつきましては、別紙2をお開きいただきたいと思っております。私の資料の3ページでございます。

これは、社会福祉士会と日弁連との間で研修会を行ったときの資料を少し改訂したものでございまして、虐待対応専門職チームというのは、あくまでもアドバイザーであると、高齢者虐待の責任主体はあくまでも市町村でございますので、市町村が適切な対応ができない場合に、我々弁護士と社会福祉士が第三者の立場からアドバイスをするという、そういう仕組みでございまして、市町村には社会福祉士がいますので、社会福祉会から来てくれなくていいですなどという話が時々あるのですが、仮に市町村に社会福祉士がいたとしても、やはり上司との関係で適切な権限を行使できないケースもございまして、できるだけ第三者性のある弁護士と社会福祉士を派遣して、そこで助言にあたるという仕組みが大事であると考えております。

そして、1枚めくっていただいて4ページでございますが、3、下の方でございます。専門職チームの活動状況というところでございまして、2013年10月現在、37都道府県で専門職チームが設置されておまして、3県が設置予定、6県が検討中でございます。

また、2012年4月から2013年3月まで、虐待対応ケース会議に派遣した実績につきましては、養護者による虐待が27件、医療介護施設従事者による虐待が6件でございます。また、障害者虐待につきましては、養護者による虐待が8件、障害者施設従事者等による虐待が2件、使用者による虐待が2件という実績を上げております。

3ページ目でございますが、高齢者虐待につきましては、都道府県から受託している県が17件、市町村と契約を結んでいる県は15件、154市町村でございます。また、障害者虐待につきましては、都道府県から業務を受託している県が10県、市町村と契約を結んでいる県が5県、22市町村でございまして、まだまだ受託件数、あるいは契約件数が伸びないと、この辺りも一つの課題でございまして、市町村でいかに予算立てをしていただけるかが、これのポイントであると考えます。

また、ペーパーの1ページ目に戻らせていただきますが、活動内容の⑦でございます。高齢者虐待防止法の見直しの検討を行っております。これも喫緊の課題であると考えます。また、施設内虐待への対応の検討とか、障害者虐待の対応、これもまだまだ具体的なところになりますと、心持たないところがございますので、研修を重ねた上で派遣をしてまいりたいと考えております。

それから、活動内容の⑨と⑩は、全国の単位弁護士会にございます高齢者・障害者支援センターのレベルアップを図るというために情報交換会等を開いております。また、支援センターの相談体制の拡充、あるいは法テラスとの連携についても検討がなされております。

そして、医療部会におきましては、医療分野における立法提言の取組を行っております。代表的なものは、成年後見における医療同意の問題ということが中心になっておりますが、人権擁護委員会との横並びで考えて、なかなか成案ができないということが一つのネックになっております。

そして⑫、医療と介護の連携についてでございますが、主に地域包括ケアシステム、あるいは地域ケア会議の中で、医療と介護の連携というものが、かなり声高に叫ばれておりますが、その中にやはり権利擁護の視点が少し抜けているのではないかと。先日、厚労省にヒアリングに伺いましたが、まずは医療と介護を地域で根ざした上で、権利擁護を次に付加するというところがございますので、それをなるべく早く実現していただきたいと考えております。以上が高齢者・障害者の権利に関する委員会でございます。

続きまして、高齢社会対策本部におきましては、まずは2009年に設置されております。先ほどの高齢者・障害者の権利に関する委員会の委員は約90名、この対策本部も約90名でございます。この対策本部が委員会から独立したのは、高齢者・障害者の弁護士に対するアクセス障害をいかに取り除くか、その問題が一つ、それから、高齢者・障害者に関する弁護士の新規事業としてどういうものが考えられるのかという研究、この二つが柱になっております。

1枚めくりまして2ページ目でございますが、活動内容といたしましては、高齢者相談モデル事業の実施ということでありまして、全国で16か所実施しておりまして、それぞれの地域ごとにニーズが異なると。そのニーズに従ってどういう形で電話相談、あるいは出張相談を行うかというところのモデル事業でございます。

そして②は、高齢社会対応のための標準事業案の策定、そして弁護士会での実施の促進というところでありまして、机上配布資料の5をお開きいただきたいと思うんですが、あまり細かくは説明できないのですが、高齢社会対応のための標準事業案一覧表というのが、机上配布資料の5で配布されております。

ここで目指すものは、全国一斉に無料電話相談を行うと。そして無料電話相談を行った結果、自宅等へのお出張相談を行うということがポイントでございます。やはり、弁護士に対するアクセス障害がある高齢者・障がい者に対しては、アウトリーチという姿勢が大切であって、今までの弁護士のやり方では対応できないということが注目すべき点でございます。

そしてもう一つ、③でございますが、ホームローヤーの普及とそのための養成講座の開催というところでありまして。別紙3、6ページをお開きください。これが「高齢社会における暮らしの中心のために、安心のためにホームローヤーのすすめ」という冊子でございます。弁護士というのは、今まではスポットで事件を解決すれば、それで全てが終わったと考えら

れてきたわけですが、その事件単位ではなくて、高齢者・障がい者に寄り添って、それこそ寄り添って、その左の方に書いてありますが、一つ目がトータルに支援する視点、二つ目が継続的に支援する視点、三つ目が福祉医療専門職などとの連携の視点、この三つの視点をもって御本人と寄り添っていくというのが、ホームローヤーの中心課題でございます。

これも全国10か所で弁護士相手に養成講座を開いております。そして、今般ユーザー向けと言いましょか、高齢者向けに講座を開くことがほぼ決まっております。

そして、このホームローヤーというのは、我々としましてはいわゆる地域ケアシステム、地域包括ケアシステム、あるいは介護保険の中にするっと入らないかなというのが、一つお願いをございまして、例えば地域包括ケアシステムと言いますと、大きな箱物から地域のケアに移行していこうという過程でございますが、地域ごとにその地域にいるホームローヤーが、高齢者・障がい者を支えていくということができれば、かなり高齢者・障がい者にとってメリットがあることだと考えております。

それから3番目でございますが、二つの委員会にて合同で取り扱っているものとしましては、東日本大震災を契機としまして、高齢者・障がい者がいわゆる震災に遭った場合、果たしてどのような状況に置かれるのかということで、まずは、調査に入りまして、その上でモデル事業、特にサービス拠点のモデル事業を実施いたしました。

そして、障害者のための分かりやすい東電賠償学習会とか、あるいは(5)でございますが、シンポジウム災害時における個人情報適切な取扱いとしまして、「高齢者・障がい者等の安否確認支援のために」ということのシンポジウムを各地で開催いたしました。これは別紙4の8ページをお開きください。このシンポジウムに関しては、関心のある市町村に集まっていたきまして、2月17日には宮崎県で開かれます。各市町村からのニーズがかなり高いということでございます。

あとは、別紙5とか別紙6には、それぞれ高齢者・障がい者を支援するための視点とか、あるいは法的支援の内容について書かれてございますので、皆さん御覧ください。

そして別紙の7でございますが、51ページ以下、ちょうど去年の秋に上梓しました「弁護士白書」、この中の特集2が超高齢社会と弁護士の役割ということでありまして、私が担当として取りまとめさせていただきました。これもかなり細かいことが記載されておりまして、皆さん一読していただければなと考えております。少し時間が延びましたが、以上でございます。

○鈴木次長 資料の御説明も頂きました。ありがとうございます。かなり幅広く日弁連の高齢社会対策本部及び高齢者・障害者の権利に関する委員会で活動していただけているということでございます。

続きまして、前回の分科会の段階で御紹介のございました長崎県の障害者寄り添い弁護士構想につきまして、法務省の鈴木参事官から進捗状況について、御報告をしていただければと思います。

○鈴木参事官 法務省の鈴木でございます。法曹有資格者が、福祉の分野において活動領域を広げるための取組の一環といたしまして、現在長崎県弁護士会及びその有志の先生方と、田島座長が顧問を務めていらっしゃる南高愛隣会をはじめとする福祉関係者の皆様との間で御検討を頂いております取組の現状について、御説明をさせていただきます。

前回の分科会におきましては、長崎県弁護士会におきまして福祉の当番弁護士制度の活動

をされているとの御紹介がありました。この取組は、日常的な福祉関係機関との顔の見える連携の下、福祉の現場で生じている様々な法的問題につき、弁護士が積極的にアウトリーチをし、問題解決を図るというものでございます。

長崎県弁護士会の高齢者等権利擁護委員会におきまして、このような取組の在り方について御検討いただいているところでございます。この中において、活動の前提として、日常的に社会福祉法人や自治体等と連携し、顔の見える信頼関係を構築することが重要だという認識が共有されているところでございます。

その上で、福祉関係者との定期的な勉強会、意見交換会を行うことを目的とし、同委員会内に障害者寄り添い弁護士に関する勉強会等立ち上げ検討部会を組織することが検討されており、福祉関係者との関係構築の土台作りに着手しているものと伺っております。また、このような取組と軌を一にいたしまして、長崎県弁護士会所属の先生方のうち、日頃より福祉に関する活動に熱心に取り組んでいらっしゃる一部の有志の先生方による試行的な取組として、南高愛隣会をはじめとする社会福祉法人の方々や、社会福祉協議会、さらには社会福祉会の皆様と共同して福祉の現場で生じている法的問題にアウトリーチして、問題解決に向けて即応する仕組みを本年度内を目途に立ち上げ、具体的に実践する方向で準備に入っていると伺っております。

本分科会におきましても、田島座長より御指摘のございましたとおり、福祉の分野においては、法的問題を抱えているにも関わらず、自らの法的問題に気付きにくい、あるいは問題があるとは感じていても、どのように解決すればよいのか分からないなどの原因により、救済の手がうまく行き届かないという状況があるとのことでございます。

先ほど、延命先生よりも御紹介のございましたところですが、このような長崎県における取組につきましても、福祉の分野における弁護士の活動の在り方の具体的方策の一つとして、今後様々な地域で同様の取組に発展していくことが、強く期待されるところでございます。

今後もこの取組につきましては状況の進展に伴い、随時本分科会において御報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○鈴木次長 御報告ありがとうございます。それでは、続きまして先ほど来申し上げておりますけれども、本日は、この福祉のところを中心に意見交換を進めてまいりたいと思います。

まず、泉市長から、先ほど第1のところは御説明いただきましたが、提出していただいておりますペーパーがございます。この福祉の分野についての部分がございますので、これも絡めて、泉市長、これまでの報告も含めて、ちょっと御意見を頂ければと思います。

○泉市長 ありがとうございます。それでは、私が提出している意見の概要の第3についてお話ししたいと思います。まず、第1であります。今もお話を頂きましたが、弁護士も既に頑張っているわけですね。それをもっとしっかりと位置付けていく必要があると。ただ、あれもこれもになりますと、なかなか全部いきなりいきませんので、私としては、まず優先的なテーマを決めたらどうかと思っております。

今の御報告の中でも成年後見とか、いわゆる司法ソーシャルワークと言いますか、更生保護の分野などについては、既に相当取組が始まっておりますので、これをしっかり後押しをしたらどうかと。それに加えて、私としては、あとやはり子どものテーマですね。今日の大津市の報告もありましたけれども、いじめなどにつきましては、非常に関心も強くございます。児童虐待もわかりであります。こういった分野もしっかり位置付けてはどうかと。

あとは、犯罪被害者の分野などにつきましても、今日も法テラスがお越しでありますけれども、ここも連携可能なテーマだと思っておりますので、例えばこの四つぐらいはしっかりと重点的な課題として位置付けられるのではないかと思っております。

二つ目に、検討チームの設置であります。分科会だけでは十分な議論は難しいので、関連専門職種団体なり、いろいろな方々のお力も得て、何か検討チームと言いますか、そういった形で論点の整理を是非早急をお願いしたいと思っております。

3番目に、やはりこれも先ほどの説明にありましたが、弁護士だけでは足りない部分が結構多いと思います。今、お話がりましたが、例えば成年後見や更生保護につきましては、もう既に弁護士と社会福祉士の連携というのが始まっておりますし、例えば犯罪被害者であれば、臨床心理士などとも非常に密接な関係があると思います。

そして、子どもの、例えばいじめ対策であれば、弁護士がスクールローヤー、臨床心理士がスクールカウンセラー、社会福祉士がスクールソーシャルワーカーという形で連携してこそ、子どもの立場からしてできることもあろうかと思っておりますので、そういった意味も含めて、是非そういった専門職種間の連携強化をお願いしたいと思っております。

最後に、やはり法テラスが、ある意味採算性の点で全て必ずしも見合うわけではないテーマもありますので、そういった分野を法テラスがある意味受け持つことも十分あり得ると思います。

ですから、私からしますと、例えば明石市役所に行きますと、明石市にいる任期付の公務員が相談とかは無料でできるわけです。お金がかかりません。ただ、相談はできますけれど、実際に片方の代理人にはなれないわけですね。そういったときに、ある意味費用面が悩ましい方については、法テラスを御紹介するなり、ある意味自己負担で十分対応できる方については、弁護士会を紹介するなり、あと福祉との連携がいる方については、そういった関連専門職団体を紹介するなりというイメージでありまして、この辺りいろいろな部分が連携することによって、できることも見えてくると思っておりますので、そういった中で是非法テラスの法改正も視野に入れて、狭い法律ではなくて、本当に広く支援をするという見地から、福祉分野や福祉専門職についても一定の財政的裏付けが取れるような方向も視野に入れて、法改正をお願いしたいと思っております。以上です。

○鈴木次長 ありがとうございます。泉市長からペーパーも出していただいていたので、まず口火を切っていただきましたが、その他の方々がいかがでしょうか。田島座長、いかがでしょうか。

○田島座長 ありがとうございます。先ほど日弁連の高齢者・障害者の権利に関する委員会のところの検討について、相当皆さんが論点を絞っていただいて具体的に取り組んでいただいているんだと思います。ただ、そこが他のところとのいろいろな研究との間で、まだうまくつながっていないのではないかと思います。今、例えば長崎でやっています寄り添い弁護の仕組みと、そういう高齢者・障がい者のところでやられている取組とは非常に似ているところがあるわけでありまして、そういうのをもう少しみんなが情報を共有して、合同で検討会をやるというものを進めた方がいいのではないかなと思っております。

○鈴木次長 ありがとうございます。延命先生、いかがでしょうか、今の田島座長の発言について。

○延命弁護士 寄り添い弁護士の場合には、いわゆる刑事司法との関係でございます。我々、

例えばホームローヤーで考えているのは、むしろ高齢者を中心として、亡くなるまでの寄り添いと、それから亡くなった後も寄り添うという辺りが中心の課題になっておりますので、ちょっと田島座長のおっしゃっているところとは、重なるようで重なっていないところがあるかと。

○鈴木次長 少し理解が共通になっていないのかなと思うのですが、田島座長のおっしゃっている寄り添い弁護士も、例えば今ちょっと長崎で出てきているのは、この間の御説明を受けますと、例えば施設に入っておられる方、必ずしもそういう意味で言うと、罪を犯したという方でなくても、施設にいらっしゃる方々の生活上の悩み、あるいは地域社会に戻っていく際の悩みを解消するようなところで寄り添っていただく弁護士が必要ではないかというようなところで、長崎の弁護士さんたちと共同して何かができないかという発想で今出ているように思っておりました。

○延命弁護士 失礼しました。誤解しておりました。

○鈴木次長 田島さん、そういう理解でよろしいでしょうか。

○田島座長 はい。それと私たちが今長崎で取り組んでいますのは、どちらかというところと障がい者というところに重点が置かれているものですが、今のお話、高齢者のところは、実は今の女子刑務所の検討委員会の中では、実は高齢社会の問題が非常に大きくなっているんです。そういう意味では、高齢者・障がい者でやっておられるものと、だんだん近付いてくるのではないかという感じです。

○鈴木次長 そういう意味では、連携、あるいは今のような点についても、さらにお互いのやっている活動を情報交換しながら進めていく必要があるのかなと思っております。鈴木参事官からの御紹介のあった進捗状況も、折に触れ、委員会又は本部の方にもお伝えをするような形でやっていきたいと思っておりますし、他方では、ホームローヤーの動きというのも本当に今動き出しておまして、それについても皆さんの方にきちんと御報告をさせていただくということが必要かなと思っております。

先ほど大貫先生もホームローヤーとおっしゃっていましたが、延命先生がおっしゃっているホームローヤーとは、どういう関係になるのでしょうか。

○大貫教授 まだ十分に詰められていないのですけれども、確かに基本的なコンセプトは同じだと思っております。ただ、延命先生が言ったように、高齢者の方を中心としたケアですが、それだけではなくて、もっと普段我々が生きていく中でいろいろな法律問題にぶつかる、そういうことも含めたもうちょっと広いコンセプトかと思っておりますけれども、中央大学でもこれからもう少し議論したいと思っております。

○鈴木次長 そういう意味で言うと、必ずしも高齢者だけでなく、一般のかかりつけ医みたいな感覚での弁護士との付き合いということなのではないでしょうかね。

○大貫教授 そうなっております。

○鈴木次長 北川先生、今までの福祉の話をお聞きになっていかがでしょうか。

○北川教授 それぞれの分野で、随分御努力いただいて、成果が上がっているなと思うんですけども、福祉という特別な施設とかそういうことをちょっと置いて、超高齢化社会ですね、地域社会でも。そうすると、まず医師がいなくなることになりますね。そうすると、医師だけで解決しないということにすぐぶつかる、いわゆる介護士であるとか、保健師であるとか。

さらに、もうちょっと広げると地域全体の成り立ちをどう構築していくかという問題まで広がらざるを得ないということで、全国で医師不足と言いますが、これは全てのそういう専門職不足であり、地域の成り立ちまで構築していくという、そういう要素が私は非常に強いと思うわけですね。

したがって、その世界で延命先生などが、地域全体のゾーンとして一つ一つのセクトを連携していく、そしてゾーンとして取り扱うというところまでいかないと解決しないのではないかと、そういう恐怖感が実はございまして、その辺りさっきの話をもうちょっと延ばしていただいて、御説明いただくとよく分かるのかなという気がいたしました。

○**延命弁護士** 超高齢社会が到来しておりますので、特に2025年に団塊の世代が高齢者になると、75歳になるという話になっておりまして、そこら辺が一つの転換期なんですね。それまでに制度を設計しておかないと、とんでもないことになるという話でございまして、やはり箱物の、例えば特養とか、あるいは老健とかというところではなくて、地域に戻して地域でもって生活をするという高齢者を描いていくと。あるいは地域の高齢者が高齢者を支援していくというものを考えてみますと、そこには必ずすぐ側に医療と介護と権利擁護、権利擁護は当然弁護士が担うわけですが、その存在が不可欠であると。

そこで、我々に何ができるのかというのは、地域のニーズに根ざして、ニーズを吸収して吸い上げて分析していくという作業が必要になってきますので、これは医療も介護も同じなんでしょうけれども、やはり地域ごとに地域の特性を見極める必要が出てくると。そうしますと地域ケア会議などというものがございまして、これは、今介護と医療が基本的には一緒になってやろうではないかという話なのですが、そこに弁護士も入って行って、地域ケア会議をきちんと権利擁護の視点から見つめていくということが大事だと考えています。

私も横浜で地域ケア会議に出ていますけれども、やはり今こういう問題が起きたと、それに対して誰が何をしたのかという検証をしながら、そのシステム作りを今行っている最中でございまして、これは予算立てがきちんとできていないとうまくいかない。

私は無償でやっていますけれども、それは無償では駄目なんだろうね。やはり、市町村がお金を出して、地域ケア会議というのは一番大事な、一番パーソナルというか、一番基本となるところと言いましょか。その地域から市町村、市町村から県、県から国という、この一番コアになる部分が市町村だということのをきちんと見つめていかなければいけない時期になってきていると。

我々弁護士の数が増えているということは、これはプラスに捉えて、その地域に弁護士を張り付かせるぐらいの感覚で、しかも地域のニーズをいかに的確に把握できるように仕組み作りをしていくのかという辺りが、ポイントではないかと考えています。以上です。

○**北川教授** 私も仕組み作りと言いますか、そういう、例えば弁護士の先生方がサービスとか奉仕とかでできるというのではなしに、仕組みとして仕組みでないと、そういう心構えができてないと、なかなか権利擁護などというところまでは、行政自体がいてないという問題に、いつも私などもぶつかるわけですが、仕組み作りまで考えておかないと対応できなくなるという感じがしたので、申し上げました。

○**鈴木次長** ありがとうございます。この仕組み作りはなかなか大変というか、本当に急がなければならないと。延命先生もおっしゃいましたが、弁護士の数が増えてきていることに、ある部分の期待ができるわけですが、一方で、こういった福祉の領域に弁護士が取り組んで

いく、延命先生のように先駆者的に取り組んでおられる方もいらっしゃるわけですが、今若手がかかなりそちらの方向を向いている気も、私も感じてはおりますが、延命先生から御覧になっていて、福祉をやっていく弁護士を育てていくのには何が必要だと思われますか。

○延命弁護士 やはり、理屈ではなくて、現場で自分たちが、身に付けていくと言いましょか。オン・ザ・ジョブトレーニングが一番大事ではないかと思っていまして、各単位弁護士会の高齢者委員会では、事例を、“青老”と言いましょか、若い人と年寄りと一緒になって取り組んでいきまして、問題解決の手法を学んでいくというやり方をしております。

やはり、いきなり弁護士だったら誰でもいいというわけではなくて、スキルをある程度身に付けて、それを使えるような弁護士でないと、地域に行ったとしても使えないということになりますので、いかにスキルアップをするか、いかに研修をするか。研修も座学ではなくて、実際の事件、あるいは事故を中心として、自分たちはどういうふうにして切り込んでいくのか。あるいは弁護士としての視点というのはどこに持つておくべきなのかというあたりを中心に、やはり教育というものが大事になってくるという気がしております。

若い弁護士が今横浜などでも、高齢者・障害者の権利に関する委員会に90人ぐらいいまして、100人に迫っておりますけれども、やはり花形と言いますか、人気のある委員会の一つになってきています。今までは、例えば子どもの権利に関する委員会が凄く人気があったのですが、それに匹敵するぐらいの人気が出てきたと。これはやはり超高齢社会になって、弁護士がやはり何らかの仕事をすべきだということだと思っておりますが、ただ、やはり如何せん若い弁護士にとってみると、ノウハウがない、スキルがない。そこをいかにして我々として一緒になって教育のシステムを作っていくのか。これが大事になってきているのではないかと考えます。

○鈴木次長 その部分について、大貫先生、ロースクールから御覧になっていて。

○大貫教授 ちょっと延命先生にお聞きしたかったのですが、今オン・ザ・ジョブトレーニングで学んでいくしかない、全くそのとおりだと思うのですが、もしロースクールで何かやれることがあれば、是非御提案いただければ、ロースクールはそれなりの人的資源がありますので対応できるかと思うので、これが1点。

それからもう1点、なかなかお聞きにくいのですけれども、どうもお話伺っていると、要するにリーガルニーズはたくさんあるように思うんですね。ですから、本分科会の拡大というのはいかがなものかといつも思っているのですけれども、既にニーズはあるので、そこにどうマッチングさせていくかという課題だろうと思っているのですけれども、今のロースクール生を見ていると、やはり最近も聞かれたのですけれども、弁護士になって仕事はあるんですかと聞かれるんですね。これは極めて切実なことで、延命先生にお伺いしたら、さっき手弁当でやっているとおっしゃったのですけれども、福祉の分野に、例えば弁護士が進んだときにちゃんと食べていけるのかということをお聞きしたいんです。

それで、ちゃんと経済合理性がある人生が送れるんだということであれば、僕は法科大学院生にもっとアピールしないといけないのかなと思っていますね。

ちょっと波及しますけれども、今日伺ってまして、あまり法科大学院担当者としては、授業を担当している人間としては、本当に素晴らしいことだなということばかりなのですが、こういうことがあって、現にリーガルサービスを待っていると、そういうところがあるんだと、弁護士を待っているところがあるんだと、もっと発信しないと、本当にそもそもロース

クールに来ないとか、法曹になろうという人がどんどん減っていくと思うんですね。

だから、それをどう発信したらいいかなと、さっきからずっと考えていたものですから、元に戻りますが、ちゃんと経済合理性のある人生を送れるのでしょうか、これが2番目の質問です。

○**延命弁護士** まず一つ目の御質問ですけれども、私、ロースクールに関わったことがないのでよく分からないところがありますが、やはりある問題が現にそこにあると、それを前提としてそれをどういうふうに解決していくのかという視点だと思っております、弁護士の視点だとやはり法的にどうなのか、社会福祉の立場だとソーシャルワークとしてどうすべきなのかというところがあると思うのですが、その辺の議論を一緒にできるような立場、その状況を作り上げていくというのは大事ではないかと思っております、よく高齢者虐待の、例えば研修をやる時には、社会福祉士と弁護士とが一緒になって議論をすると、グループを作ってその中で同じ問題について切り口が変わっているというのを理解し合いながら問題解決していくわけですけれども、そういうふうな形で、アイテムとして何があるのかをまず勉強していただいて、その上でそのアイテムをどういう角度で切り込んでいけば、どういう結果が起こるのかという辺りを科学的にやっていく必要があるのかもしれないですね。

むしろ、それをいわゆる各問題を作り上げるというか、現にある問題を出してもいいと思うのですが、それに対して学生たちがどういうふうな視点で、どこから切り込んでいこうとするのか。それに対して別の専門家、例えば社会福祉士の方だったらどう切り込んでいくのか、この辺を見極めていただけると、分かりやすくなっていくかなと思います。

私も成り立ての頃に難しい高齢者・障害者の問題に取り組むときに、他の人はどうするのかなと見ていました。そこで勉強して、よし今度は俺もこれでやってやろうという形でやると、うまくいったりするんですね。やはり、その取っ掛かりというものが分からないと、何をやっても駄目なので、そこら辺はやはりロースクールの学生にとってみると、プロフェッショナルというのはこういう辺りにあるんだよというところを教示できればいいのかなという気がしております。

それから二つ目の問題、とっても由々しき問題であると思うのですが、私は、割と何となくやっております、今うちの事務所には5人の弁護士がいるんですけれども、一応、延命法律事務所ということで何とか成り立っているということでございます。

それは、実際お金になることばかりやっていると、お金になる事件も来ないんですね。ですから、何でもいいからとにかく積極的にトライすると。その事件はお金にならなくても、よくやってくれたねということでどんどん仕事に来るんですね。目先のことだけにとらわれちゃうと、多分それはもうやめたというふうになるのでしょうかけれども、楽しいんです。

○**大貫教授** なるほど。

○**延命弁護士** 難しい事件であればあるほど、凄く楽しくて嬉しいんですね。依頼者が喜んでくれる顔を見るのが、私は嬉しいと思いますので、そうしていくと、当初はお金をもらえないんですけれど、だんだんそれが蓄積となって、こういう問題であれば延命のところへ行けばいいねというので、結構来るようになりました。

例えば福祉施設の顧問もかなりあります。土曜日も理事会に来て説明してくれなどというので行きますけれども、高齢者・障がい者の立場もそうですし、高齢者・障がい者を支援する人たちからもニーズがあるわけです。それらをいかにきちんと分かりやすく説明ができて、

分かりやすく弁護士はこういう役割を果たすんだよというところを見せてあげれば、それは仕事になるのではないかという気がしています。

あんまり大した仕事ではないのですけれども、何とか成り立っているという感じでございます。以上です。

○鈴木次長 どうぞ。

○大貫教授 今回の延命先生のお話を聞いて、前半第一の質問は、エクスターンシップとかリーガル・クリニックで福祉分野の児童相談所とかそういうところと連携して、学生に在学中からそういうオン・ザ・ジョブトレーニングで、オン・ザ・ジョブトレーニングの走りだと思っていますが、それをやってもらうというのはできるかなと感想を持ちました。

2番目についていうと、大変感銘を受けました。ただ、今の学生、私の言い方がよくなかったかもしれませんが、経済合理性ばかりを考えているわけでもなくて、例えばこの間、日弁連の弁護士業務改革シンポジウムで、私はパネラーとして出ていたんですけど、一緒に出た弁護士で児童相談所に勤めている弁護士の方が遅れて参加されたんですね。なぜ遅れたかというところ、重大案件が起こって、ネグレクトの重大案件が起こって参加が遅れたと。そういう話を私が授業ですると、学生さんは極めて真面目な表情で聞くわけですよ。やはり、やり甲斐のある仕事をやりたいと思っはいるんですよ。

だから、そういう仕事が残っているということ、やはり、正に延命先生のやっていたことを伝えていくというのが大事で、それだけで霞は食って生きていけないので、先ほど申し上げたように経済合理性はどうですかということをお聞きしたわけですが、大丈夫だというお話を聞いたので、大変安心しました。

○鈴木次長 大丈夫だということによろしいでしょうか。どうぞ。

○泉市長 すみません、まず本当に延命弁護士の御活躍というの、敬意を表したいと思います。それを受けて改めて、ちょっとお話ししたいのですが、是非お願いしたいのは、発想の転換だと思っておりますけれども、繰り返し言っておりますが、裁判所中心の法廷弁護士のものではなくて、正に今日お話してきましたように、地域社会弁護士と言いますか、市民弁護士と言いますか、そういった裁判所中心ではなくて、地域社会に本当たくさんニーズがあるんだということの発想の転換を是非弁護士会を上げてやっていただきたいと思っております。

高齢者・障害者委員会の人数が増えているとのことですが、それだけでは足りないと思うんですね。もっと逆に位置付け直して、地域社会に対する弁護士会の役割として、会員の半分ぐらいの人が入るような形の枠組みも考えてもいいのかなと思うぐらいであります。

例えば司法書士会などは、リーガルサポートという別団体を作っていますが、相当な数、司法書士の3、4割が成年後見をしているわけでありまして、弁護士の半分ぐらいがこういった福祉的なテーマをやったって、別におかしくないと思っておりますので、発想の転換を是非お願いしたいと思います。

特に、今日の議論に関して、是非ここはお伝えしたいのは、やはり実際上の制度化の段階だと思っております。延命先生のような良心的な方々の良心に従っているだけでは、なかなか広がりがかたたり、安定的な部分も難しいと。貧すれば鈍するということもありますので、やはりこれをしっかり制度化していくと。この点、2点ばかりありますが、1点は是非組織内に入っていくと。例えば、成年後見であれば社会福祉協議会は、全国で一気に市民後見、成年後見が動いておりますから、社会福祉協議会に必ず1人以上弁護士を配置すべきであると

か、例えば教育委員会に、いじめ対策であれば、当然教育委員会に1人はスクールローヤーを置くとか、そうしますと結局公費でもってしっかりとその部分が位置付くと。その弁護士が経済合理性を気にしなくても、ある意味公務員的な立場において仕事ができるわけがあります。児童相談所においても同じであります。児童相談所全てにおいて、弁護士を最低1人置くというような制度設計を、是非考えていければというのが1点目です。

2点目は、やはり公務員でない弁護士が、収支が合うというのが大事でありまして、ここもどういう形で収支が合うのかという観点での整理を再度お願いしたいと思います。1例だけ挙げますが、私も例えば近くの刑務所の篤志面接委員として、月1回無料相談、受刑者の無料相談をしておりましたが、受刑者は刑務所にいっぱいいます。1000人ぐらいおります。そこに誰でもいいから相談するよと言って無料相談を受けて、実際過払金の回収を受任したり、遺産分割の受任をしておりました。相談は無料ですけれど、受任をすれば、当然その枠組みの中で弁護士として仕事はできますので、最初はお金にならないように見えるけれども、しっかりとそれが弁護士としての本来業務につながるというような観点から、是非論点整理をお願いしたいなという思いであります。以上です。

○鈴木次長 ありがとうございます。私もこの前、いじめの関係では、文科省の方から今回のいじめ対策の法案の施行に合わせまして、弁護士会の方に弁護士が関わるような仕組みを、各地の弁護士会がどうなるのかということを目録が考えてほしいということをおっしゃっているところがございます。まさに、泉市長がおっしゃられたような取組が必要だろうというふうにおっしゃっているところがございます。そういう意味で言うと、制度化の一つとしての組織としての取組ということが必要なだろうと。

それから、2点目の部分も大事なところかなと思います。無料で見えるけれども、何かがあるというようなことになれば、それは仕組みとして動き出すことだろうと思いますので、そういう観点もとらえていく必要があるだろうと。

今日は、藍原先生から説明していただきました73ページの資料8というのも、例えば事業者の中に入る、外からどう支援する、顧問等に関わるというようなことも出ております。この辺ももう少し細部にわたり、今委員からありましたように、具体的に上げていただきましたので、そのようなところのレベルのことも、今後、きちんと検討してお示しをしていく必要があるだろうと思っています。

田島座長、先生からもこの間、しきりにこういった仕組み作り、特に弁護士が気持だけでやるのではやっていけない部分がやはりあるだろうということをおっしゃっていただいているところですが、いかがでしょうか。

○田島座長 今いろいろお話がありましたように、まず志が高い人たちだけが福祉やいろいろなものに関わっていただくというような、過去にそういう歴史的な経緯があったんだと思いますけれど、まずやはり皆さんに本当に関心を持っていただきたいと思います。特に、法曹三者の人たちのところで、障害者についてある程度理解なり、それからある程度よく分かっているとおっしゃる方が数パーセントしかいらっしゃらない。これは、2、3年前からの調査で、弁護士さんたちのところでも数パーセントぐらいしか出てきませんし、検察官も、もちろん裁判官も関心を持つとか、あるいは中身を理解している人たちが非常に少ない状態だったんだと思います。

一方で高齢化社会とって大変な問題が起こっているのに、まずは、そこに関心を持って

いただくということが非常に肝要だと。検察庁で、まず気付こうと、障害者だということを知りたいということ、そこで一斉に気付きのための研修などをやったところ、非常に皆さん興味を持っていただいて、理解が進んでいったんだと思います。そういう具合に一つずつ理解を深めていくというのは、やっぱり仕事にきちっとつなぐということが一番大事ではないかと思えます。仕事につなぐということは、すなわち制度化をきちんとする。ボランティアだけではなく、仕事としてきちっとやれる。それには、そういう仕組みをきちっと作って制度化しなければいけないんだと思います。

ただ、制度化も今できるところから次々と、そういう仕組みを作っていければという具合に思っているところです。今いろいろなところで、いろいろな試行的なものやっていますから、そこにこれは面白いというところに少しずつモデル事業として起こして、そのモデル事業を制度化していく。そういうことが非常に大切ではないのかなということ、今改めて特に強く感じているところです。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木次長 ありがとうございます。今日のお話を聞いていまして、高齢者・障がい者だけでないという泉市長の御高説にもございましたが、高齢者・障がい者だけを考えても、幅広い活動、あるいは幅広い分野があって、そこにどう焦点を合わせてやっていくのか。今座長からありましたように、どこか取り組めそうなところをまず手始めにやるという御示唆も頂いたかなと思います。その点も、事務方の方で少し検討させていただいて、ポイントを絞った形にしていく必要があるかと思えます。

延命先生、今それぞれお聞きになっていかがでしょうか。

○延命弁護士 やはり、一步踏み出してやるしかないんじゃないかと思っています。むしろ頭の中で考えていても、なかなかそれが現実のものにならない以上は、とりあえず一步踏み出してやってみて、駄目だったらそこで修正すればいいという気がしております。そのときに考えるのは、やはり高齢者・障がい者が中心であるということでもあります。

我々弁護士が食うためにやるんだというのではなくて、やはり高齢者・障がい者の権利擁護のために、それが不可欠であるという視点を忘れてはいけません。むしろ、そこら辺をベースにして、我々はそれに関われるという、そういう見方が大事ではないかと思っております。以上です。

○鈴木次長 ありがとうございます。藍原さん、この間の論点整理だとか、悩みながらしていただいたと思いますが、今日の意見交換お聞きになって、いかがでしょうか。

○藍原弁護士 この領域について、もっと法曹が関わらなければいけないというふうに法曹関係者だから思うんですけど、ヒアリングしに行って、幾名かの方から言われたのですけれども、どういうふうに役に立つんですかみたいなことを言われてしまいました。福祉関係者の方にですね。

そういうところからすると、やはりまだどういう場合に、我々法曹を利用してもらうかというものをもっと地道にアピールをしていかなければいけないのではないかなと。その手段としてアドバイスを頂いたのが、先ほど延命先生も参加されていた地域のケア会議みたいな、ああいう場で「こういう場合は弁護士とかが活躍する場ですよ」みたいにどんどんアピールしていかなければいけないのではないかと。

それから、対利用者の関係なんですけれども、事業者の部分についても、まだ事業者の方で法曹有資格者が事業所に入ることの有用性について、まだしっかり認識していらっしゃる

経営者の方は少ないので、そういう社会福祉協議会の経営者の団体みたいなものがあると伺ったんですけど、そういう場でアピールというんですか、そういうふうにしていく必要があるのではないかなというようなアドバイスも頂きました。そんな感じで、地道にやっていく必要があるのかなとは思っております。

○鈴木次長　そういう意味では、自治体に関して首長の皆さんにとというのが先ほどございましたけれども、行政部分については、市長の皆さんとかに更に知っていただく必要がありますが、事業者の方々にもこういった弁護士が関わるということの意味を御理解いただくような有用性を御理解いただくようなことが必要なかなと。その辺どうでしょうか。

○泉市長　やはり仕組みだと思えます。制度化だと思えます。制度化するためには、例えば厚生労働省と相談をして、社会福祉法人は必ず顧問弁護士を置くことにするという形にして、日本中の社会福祉法人には必ず非常勤でいいから弁護士が位置付くということで厚労省と協議を始める。

社会福祉協議会についても、厚生労働省と話をし、また全国社会福祉協議会と話をし、後見をやるのに弁護士無しではできませんから、当然トラブルもあるわけですから、そういう意味では社会福祉協議会にも必ず弁護士を置く。少なくとも一定規模以上の市、人口規模20万以上ぐらいについては、社会福祉協議会とか児童相談所とか、そういった非常に緊急性を要するようなテーマについては、弁護士を必置するという協議を是非とも国の機関等始めていただきたい。例えば、刑務所もしっかりですし、保護観察所もしっかり、更生施設もしっかりですから、法務省、厚生労働省、総務省などしっかりと協議をして、どういうふうな制度化を図るかという観点で議論を始めないと、100年経っても前に進まないという議論ではいかん。今年1年ぐらいでちゃんと結果を出すんだというぐらいでお願いしたいと思っています。

○北川教授　そのことはとても大切でよく分かるのですが、もう一つ、理論とか制度化でいく場合と、やはり例えば泉市長のような問題意識を明確に持った方が、例えば、首長の中にも何人かいらっしゃるわけですね。それで、制度とか理屈は別にして、これ大切だからやってくれという話をすると、やろうよという人が出てくるんですね。

だから、そこでいくと、まず一つは、募集したけれど応募がなかったという問題にぶつかるわけです。今皆さんそれぞれ制度的には随分いろいろな準備をされて、そして連携をしようという議論の中ですけれども、泉市長が言われるようにそれをより具体化するためには、現実の問題として、やる気のある首長が手を上げたら、弁護士会が弁護士を提供できないという現実も実はあるわけですね。

だから、それに対して、いろいろな連携しながらよくやっていただいているとは思いますが、それぞれ気持ちのある人がやったら一点突破でそういう人が引き上げて、そういうところの首長が弁護士さんを鍛えると、その弁護士さんがこういう社会があるんだよというアプローチの仕方もあると思うんですね。

やはりこういう会が始まって初めていろいろな具体的に年度内にこれやるとか、去年の11月にスタートしたとかいうこともございましたけれども、もう一方で、具体的にやれるところで現実に3か所ぐらい駄目だったんですよ。だから、そういう点の受け皿も、谷垣先生、そういうところも一遍、弁護士会全体として捉えていただいて、依頼しておいて、頼むよといったら供給できないというのは、このショックは、かなり意識の高い首長さん方から、何

だということにもなるので、理屈で制度を作っていくのと併せて、具体を一つ一つ進めると、その波及効果はもの凄く大きいと思うので、それぞれの組織間の勉強会とか連携とかと併せて、そういう突然変異的な人というのが出たときに必ず対応するということがあると、私は本当にいいと思うので、その点についても是非お忘れなく議論していただけたらと思うんですね。

○鈴木次長 その問題意識は、谷垣先生や幸田先生もお持ちいただいていると思います。私自身も、被災自治体に弁護士を派遣する際には、法テラスに御協力いただいているということもありまして、ある部分は何とか対応できておりますけれども、なかなか難しい。すぐに配置ということになると、一般で開業している弁護士はなかなか対応できないというような問題にぶち当たったりもしております。

延命先生にも、多分高齢者・障がい者の関係をやられている先生方で、そういうことにチャレンジする、自治体に入る、あるいは社会福祉協議会に入るというような方が育っていただけるように、今後配慮していただければなと思いますし、進めていただければなと思っております。

今日の議論の中でも、いろいろところで法テラスの話が出てきております。竹中部長、あるいは小島課長の方から、何かあればおっしゃっていただければと思います。

○竹中部長 やはり制度化の話というのは、非常に大切なんだという印象を新たにいたしました。経済合理性のところの話ですけれども、泉市長から、組織の中に入っていくというアイデアがありまして、そうするとある意味公務員的な立場で取組ができるというアイデアがありましたけれども、正にうちの法テラスのスタッフ弁護士というのは、そういう立場で活動できる立場にいるんですね。

だけど、このスタッフ弁護士もそれで安泰なのかというと、必ずしもそうではなくて、これは我々法テラスの組織が抱えている問題でもあるのですけれども、いつまでも法テラスにいられるわけではない。そうすると、組織から出た後どうするのかという問題があって、そこで延命先生から、こういう仕事でも最初は食べられなくても、やっていけば時期が来て食べられるようになるんだと言っても、でも多分それは延命先生だからそういう部分があって、みんながみんなそうなるとは限らない。

そうすると、やはりこういった取組を手厚くやっていくには、社会として仕組みというのをきちっとしていくという必要性がもの凄く高いんだろうと、そういう認識を新たにしたいということでございます。

○小島課長 私もいいでしょうか。延命先生、今日はありがとうございました。今日、延命先生の資料の中で、別紙7の78ページ、79ページ以下ですね。各弁護士会の高齢者等専門相談センターの設置状況と登録弁護士数というのがありまして、改めてこの間、ほとんどの弁護士会でこういうセンターを作って登録弁護士もそれなりの数があると。特に横浜では非常に多くの人に参加されていると改めて感じますが、延命先生は横浜の弁護士会ということで中心になっていらっしゃると思いますが、この間の横浜でこれだけ多くの方が参加されている経緯であるとか、今北川委員からも出ましたが、その制度化にあたっての弁護士会の受け皿作りみたいな話で、何か紹介していただければ、お教え願いたいのですが。

○延命弁護士 やはり若手弁護士が考えているのは、どこへ行けばどういう仕事があるのかということだと思うんですね。高齢者に関するところでは、ここに書いてあるように、

相続相談とか、高齢者・障がい者の権利擁護相談とか、それ以外の相談とか、いろいろなところからいろいろな相談が巻き起こってきていて、それこそお金にならないものから、ざくざくお金になるものまであるわけで、そこら辺をやはり皆さんに幅広く門戸を開けて、誰でもできるようにすべきだと思います。

ですので、研修を受けて、ある程度のスキルがあれば、もう全てのいろいろなところをオープンにしてやっていくのが一番いいのかなと考えていまして、以前のように、例えば精通弁護士でなければ高齢者・障がい者の問題はできないという時代はもう終わっていますので、ハードルは少し下げても、取りあえずやる気のある連中がそこにアクセスできるような仕組みを弁護士会の中でも作るべきではないかと、そんな気がしております。

○北川教授 ○JTというお話があったのですが、横浜では何か、それに関してこの分野でOJTをされていらっしゃるのでしょうか。

○延命弁護士 例え虐待のケースで、単に虐待している人と分離すればいいだけではなくて、例えば障がい者がそこに絡んだり、どこから手を付けていいか分からないような事件の場合、3人の弁護士で、その事件にあたるんですね。当初はお金にならないのですけれども、最終的に例えば経済的虐待を受けていて、そのお金が戻ってきた場合には報酬をもらえるとか、そういうこともありますので、そういうのをチームでやっていくと。具体的に動くのは若手弁護士がやっていて、それに対して、みんなで議論しながら、この部分はどうするんだと。議論の一番中心的なところは、ある程度熟練している弁護士がやると。それをやることによって、確かにそういうふうにやれば、この問題が解決するんだという糸口、あるいは切り口が見えてきますので、そうすると次からは自分で、こういう問題はここから行けばいいんだ、あるいはここと連携すればいいんだ、この人と連携すればこういういいことがあるんだというのが分かってきますので。

○北川教授 委員会内でチームがあるんですか。

○延命弁護士 はい。かなり難しい事件が飛んできますので、誰もできないんですよ、1人だけでは。それをチームでやるという仕組みを作っています。

○鈴木次長 ありがとうございます。もう時間が来てしまっておりますが、どうぞ。

○泉市長 1点だけ、是非やはり論点整理をするような検討チームをこの分科会内に設置いただいて、その中では厚生労働省、法務省は今日お越しですが、社会福祉士会や臨床心理士会といったいわゆる関連専門職種にも入っていただいて、やはりその制度の制度設計をされるお立場の省庁に入っていただいて、すり合わせを密にしていかないと、制度化は難しいと思いますので、是非そういった検討チームの立ち上げをやりたいと。

○鈴木次長 今日オプザーバーでいらしておられますので、また、この間もヒアリングというか、こちらからも意見聴取をさせていただいておりますので、少し調整をさせていただいていきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。座長、よろしいでしょうか。

○田島座長 はい、ありがとうございます。

○鈴木次長 それでは、今後の予定について、若干御説明をいたします。本日御説明しました各施策につきましては、今後も実現に向けた作業を進めてまいりたいと思います。次回分科会におきましても、各試行方策の進捗状況の御説明を各担当者をお願いすることになりますので、改めて御準備のほどよろしく申し上げます。

本日の議事は、全て終了いたしました。第3回の分科会を終了いたします。第4回の分科会の開催日時は、追ってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。それでは、次回もよろしくお願いいたします。大変失礼いたします。座長ありがとうございました。

○田島座長 ありがとうございました。

—了—